

国保とは？

国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときに安心して医療機関にかかることができるよう、被保険者の皆さんの国保税と国などの公費で成り立っている医療保険制度です。職場の健康保険や後期高齢者医療の加入者および生活保護を受けている人以外は、すべての人がお住まいの市区町村の国保に加入しなければなりません。

届出は14日以内に！

次のような場合は届出が必要です。下記の必要なものおよび本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)を持参のうえ、市民課で14日以内に届出をお願いします。マイナ保険証を利用していても届出が必要ですのでご注意ください。別世帯の人が代理で手続きをする場合は委任状が必要です。



国保に入るとき

大村市に転入してきたとき	マイナンバーカード または 前住所地発行の転出証明書(注1)
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書 または 離職票
健康保険の扶養から外れたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書
子どもが生まれたとき	特にありません ▶ 出産育児一時金についてはP4へ
生活保護を受けなくなったとき	保護受給証明書 または 保護廃止決定通知書

(注1)前住所地の国保資格が確認できない場合、職場の健康保険の資格喪失証明書または離職票が必要です。



国保をやめるとき

郵送受付



国保の資格確認書または資格情報のお知らせは原則返却し、資格喪失日後に国保を使わないようにお願いします。

ほかの市区町村に転出するとき	特にありません
職場の健康保険に入ったとき	職場の資格確認書 または 資格情報のお知らせ(注2)
健康保険の扶養に入ったとき	職場の資格確認書 または 資格情報のお知らせ(注2)
加入者が亡くなったとき	特にありません ▶ 葬祭費についてはP4へ
生活保護を受けるようになったとき	保護受給証明書 または 保護開始決定通知書

(注2)資格取得日が記載されていないものは受付ができません。



そのほか

再発行(紛失・破損等)のとき	資格確認書 または 資格情報のお知らせ(紛失の場合は不要)
市内で住所が変わったとき	資格確認書 または 資格情報のお知らせ
世帯主や氏名が変わったとき	資格確認書 または 資格情報のお知らせ
子どもが修学のために転出したとき	資格確認書 または 資格情報のお知らせ・在学証明書
大村市外の施設に入所したとき	資格確認書 または 資格情報のお知らせ・在園証明書

届出場所

市民課 または 各出張所

市役所1階

平日の開庁時間内
8時30分から17時15分までに
手続きをお願いします

平日12時から13時までは、
資格確認書等の発行ができないため、
その時間帯に受け付けた場合は、
原則として後日郵送します